

入札説明書等に対する質問回答書

「令和8年度旧避難指示区域等内国有林における森林整備の実施に必要な  
放射性物質関係調査事業」

質問事項	回答事項
<p>(1)調査方法 ②樹皮調査 イ 調査No.36,37の調査方法について、2点ご質問致します。</p> <p>福島県指針(令和7年12月3日・最終改正)の4(1)イ(イ)により実施し、1.00haの測定結果のうち数値の高いもの5本については、指針4(1)イ(ア)による計測も実施することと御座います。</p>	
<p>(1点目)</p> <p>仕様書&gt;別紙1より調査No.36の場合、調査面積：1.51ha・樹皮調査：6箇所、調査No.37の場合、調査面積：4.19ha・樹皮調査：15箇所となりますが、福島県指針4(1)イ(ア)の計測は、No.36は樹皮調査6箇所中5箇所、No.37は樹皮調査15箇所中5箇所を計測する認識で宜しいでしょうか。</p>	<p>仕様書別紙1に記載している数値に誤りがあったことから、入札公告の訂正を5月19日付で公示しています。</p> <p>訂正後の仕様書別紙1により、福島県指針4(1)イ(ア)の計測本数については、No.36は8本、No.37は21本となります。福島県指針4(1)イ(イ)の計測本数については、No.36は16本、No.37は42本となります。</p>
<p>(2点目)</p> <p>福島県指針4(1)イ(ア)について、分析機関に依頼する場合と御座いますが、ゲルマニウム半導体検出器による放射性物質濃度の測定で宜しいでしょうか。</p> <p>その際、立木より採取する樹皮は電動ホールソー(Φ50mm程度)などを用いて、東西南北方向の表面計数率が最も高い1箇所から採取し、採取後の樹皮表面には殺菌材を塗布する認識で宜しいでしょうか。</p> <p>※採取手法(使用機材)・採取量(面積)・樹皮採取後の処置方法など、不明確なため、明記して頂きたいです。</p> <p>また、ゲルマニウム半導体検出器による分析の際、検出下限値は何Bq/kgで計画されておりますでしょうか。</p>	<p>よいです。</p> <p>立木より採取する樹皮については、検出に係る必要量を採取できればよいため、表面線量率が高い部位をナタ等で剥ぎ取るなどして必要量を採取してください。内皮を傷つけていない場合、殺菌剤の塗布は必要ありません。</p> <p>検出下限値は分析機器等で異なるため、依頼した分析機関が決まり次第協議します。</p>